

堺市美原B＆G海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則

堺市美原B＆G海洋センター条例施行規則（平成17年規則第99号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「使用」を「専用使用」に改め、同条第1項中「条例第4条第1項の規定により使用の許可を受けよう」を「センターの体育館又は艇庫を専用使用しよう」に改め、同条第2項第2号中「第1プール及び」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（共用使用の申請）

第3条の2 センターの第1プールを共用使用しようとする者は、その使用の際、堺市美原B＆G海洋センター共用使用券（様式第2号）を求め、又は市長が指示する方法により申し込まなければならない。

第5条中「様式第2号」を「様式第3号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第3条の2に規定する使用にあつては、堺市美原B＆G海洋センター共用使用券の交付又は市長が定める方法をもって、前項の使用許可書の交付に代えるものとする。

第9条第1項中「第1プール及び」を削り、「様式第3号」を「様式第4号」に改める。

第13条第1項中「別表の第1項」を「別表第1」に改め、同条第2項中「別表の第2項」を「別表第2」に改める。

第14条第2項中「様式第4号」を「様式第5号」に改める。

第16条第2項中「様式第5号」を「様式第6号」に改める。

第17条中「様式第6号」を「様式第7号」に改める。

第18条中「の使用」の次に「（第3条の2に規定する使用を除く。）」を加える。

第19条第1項中「様式第7号」を「様式第8号」に改める。

別表第1項中「海洋センター体育館専用使用料」を「海洋センター体育館専用（団体）使用料」に改め、同表第2項を次のように改める。

2 第1プール共用（個人）使用料

（単位 円）

名称	単位	使用料	
		大人	小人
第1プール	1人・1回	250	120

備考

（1）この表において「小人」とは、小学生及び中学生をいう。

（2）小学校就学の始期に達するまでの者に係る使用料は、無料とする。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

（次の1表 別記）

様式第1号中

使用附属施設	A 体育館	1 体育室（半面・全面） 2 会議室	を
	B 第1プール	1 一般用 2 幼児用	
	C 艇庫	1 カヌー（ ） 2 OPヨット（ ） 3 12Fヨット（ ） 4 カッター（ ） 5 5.5mヨット（ ）	

使用附属施設	A 体育館	1 体育室（半面・全面） 2 会議室	に
	B 艇庫	1 カヌー（ ） 2 OPヨット（ ）	
		3 12Fヨット（ ） 4 カッター（ ） 5 5.5mヨット（ ）	

改める。

様式第7号中「(注)」を「注意」に改め、同様式を様式第8号とする。

様式第6号を様式第7号とし、様式第3号から様式第5号までを1号ずつ繰り下げる。

様式第2号の表面中

使用附属施設	A 体育館	1 体育室（半面・全面） 2 会議室	を
	B 第1プール	1 一般用 2 幼児用	
	C 艇庫	1 カヌー（ ） 2 OPヨット（ ） 3 12Fヨット（ ） 4 カッター（ ） 5 5.5mヨット（ ）	

使用附属施設	A 体育館	1 体育室（半面・全面） 2 会議室	に
	B 艇庫	1 カヌー（ ） 2 OPヨット（ ）	
		3 12Fヨット（ ） 4 カッター（ ） 5 5.5mヨット（ ）	

改め、同様式の裏面中

「

- 12 プールを使用する前後には、必ずシャワーを浴び体操を行うこと。
- 13 プールサイドは絶対に走らないこと。
- 14 所定の場所以外で飲食し、又は火気の使用（喫煙を含む。）をしないでください。
- 15 催し物等に係るポスター類の取扱いについては、事前に係員と相談してください。
- 16 非常口、消火設備等の周りには、物を置かないでください。
- 17 堺市美原B＆G海洋センター条例又は堺市美原B＆G海洋センター条例施行規則の規定その他係員の指示に違反したときは、使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることがあります。この場合において、使用者に損害が発生しても、本市は、その責めを負いません。
- 18 前各項のほか、管理上必要があると認めるときは、条件を付けることがあります。

を

」

「

- 12 所定の場所以外で飲食し、又は火気の使用（喫煙を含む。）をしないでください。
- 13 催し物等に係るポスター類の取扱いについては、事前に係員と相談してください。
- 14 非常口、消火設備等の周りには、物を置かないでください。
- 15 堺市美原B＆G海洋センター条例又は堺市美原B＆G海洋センター条例施行規則の規定その他係員の指示に違反したときは、使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることがあります。この場合において、使用者に損害が発生しても、本市は、その責めを負いません。
- 16 前各項のほか、管理上必要があると認めるときは、条件を付けることがあります。

に

」

改め、同様式を様式第3号とする。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

（次の1様式 別記）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（経過措置）

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市美原B＆G海洋センター条例施行

規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市美原B＆G海洋センター条例施行規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

別表第2（第13条関係）

(単位 円)

種類	単位		使用料
バスケットボール器具	1 式	1 回	5 1 0
バレーボール器具	1 式	1 回	3 1 0
バドミントン器具	1 式	1 回	1 1 0
卓球器具	1 式	1 回	1 1 0
トランポリン（練習用）	1 台	1 回	1, 0 3 0
卓球用フェンス	1 枚	1 回	3 0
卓球用得点板	1 台	1 回	5 0
マイク	1 本	1 回	5 1 0
得点板	1 台	1 回	1 1 0
審判台	1 台	1 回	1 1 0
バレーボール用線審旗	1 組	1 回	5 0
ウレタンマット（厚）	1 枚	1 回	5 1 0
マット（長）	1 枚	1 回	1 1 0
長机	1 脚	1 回	5 0
補助椅子	1 脚	1 回	2 0
フロアーシート	1 枚	1 回	5 0

備考

- 1 長机5脚まで、補助椅子20脚までは、使用料を徴収しない。
- 2 この表において「1回」とは、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）又は夜間（午後5時30分から午後9時まで）のそれぞれの区分をいう。ただし、午後1（午後1時から午後3時まで）及び午後2（午後3時から午後5時まで）の使用についても、それぞれ「1回」とする。

様式第 2 号（第 3 条の 2 関係）

堺市美原 B & G 海洋センター 共用使用券	氏名
(利用種別)	(利用種別)
円	円
堺市美原 B & G 海洋センター	堺市美原 B & G 海洋センター